

長野県特別支援教育連携協議会について

特別支援教育課

1 目的

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する特別支援教育の充実や今日的な課題に対応するため、関係諸機関等による長野県特別支援教育連携協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
（長野県特別支援教育連携協議会開催要綱より）

2 令和5・6年度の協議会における協議の方向性

令和5年3月に策定した「第3次長野県特別支援教育推進計画」における4つの分野（小・中学校、高等学校、特別支援学校、地域連携・教育支援）ごとの進捗状況の検証、及び取組の充実に向けた協議 等

3 開催時期（予定）

① 令和5年12月4日（月）

- ・ 「第3次長野県特別支援教育推進計画」についての説明と協議

② 令和6年7月頃、③ 令和6年11月頃

- ・ 4つの分野ごとに、取組成果の検証、及び取組の充実に向けた協議
- ・ 特別支援教育に関する新たな課題等に関する協議

4 令和5・6年度の協議会における主な協議内容（例）

（1）小・中学校における特別支援教育の充実

- ・ 通常の学級における特別支援教育の充実
- ・ 発達障がいのある児童生徒への支援の充実
- ・ 適切な学びの場の実現に向けた教育環境や教育相談のあり方
- ・ 学校全体がチームで支援するための体制づくり

（2）高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 特別支援教育に係る支援力（専門性）の向上
- ・ 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備（通級指導教室の充実等）
- ・ 地域の関係機関等と連携した支援の充実

（3）特別支援学校における教育の充実

- ・ 特別支援学校の教育環境の改善
- ・ 多様な教育的ニーズに対応する専門性の更なる強化、センター的機能の充実
- ・ 卒業後の自立と社会参加につながる学びの充実

（4）地域連携・教育支援の充実

- ・ 関係機関で連携した支援体制の強化
- ・ 共生社会の実現に向けた取組（副学籍 等）
- ・ 幼保における特別支援教育の充実